

福祉用具専門相談員へのe-learning、及びオンライン教育の在り方について

■一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

はじめに

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会（略称…ふくせん）は、2007年7月に福祉用具専門相談員の専門性向上と社会的地位の確保を目指した職能団体として設立されました。そして、より公益性の高い事業を展開できるよう、2010年10月1日（福祉用具の日）、一般社団法人格を取得しました。これにより2011年度からは、厚生労働省・老人保健健康増進等事業などの公費助成を受け、調査研究事業等を受託しています。特に、2011年度には福祉用具サービス計画の義務化に向けた調査研究、2013年には当該計画作成の「ガイドライン」の開発と共に、

福祉用具専門相談員の底上げに向けた指定講習を見直すなど、国の政策に直結する活動も展開しています。

本会が行う事業については、定款において以下の通り定められております。

- (1) 福祉用具専門相談員等の職務に関する知識、技能の向上に関する研修
- (2) 福祉用具専門相談員等の倫理、及び資質の向上に関する普及啓発
- (3) 福祉用具専門相談員等が必要としている情報の提供
- (4) 福祉用具サービス等の普及、発展に関する調査及び研究
- (5) その他当法人の目的を達

成するために必要な事業

このように本会では、福祉用具専門相談員の専門性向上のため、知識、技能の向上に関する研修を開催してきました。

介護保険制度における

福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会での議論

介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目のあり方や福祉用具貸与・販売に関する諸課題等について、現行制度における貸与の原則や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から踏まえた検討を行うため、厚生労働省にて「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目

のあり方検討会（以下…あり方検討会）」が開催されています。このあり方検討会には、本会理事長の岩元文雄が構成員として参加しています。2022年9月14日にこれまでの議論の整理が示されました。議論のテーマとして、

あり方検討会の資料では、「3 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応 (2) サービスの質の向上に資する福祉用具専門相談員等に係る取組」において、検討の方向性として以下の内容が記載されています。

（指定講習カリキュラム、現に従事している福祉用具専門相談員への研修について）

○制度の知識、商品の知識、事故情報等々を常に最新のものを熟知する必要があるため、利用安全等に関する指定講習カリキュラムの見直しに加え、現に従事している福祉用具専門相談員への講習等の促進についても検討を進める必要がある。

○現に従事している福祉用具専門相談員に対する研修促進の具体的な意見としては、定期的な研修機会の確保や充実化、一定期間毎の講習受講の義務づけ、福祉用具専門相談員の更新等、これらの研修の実施にあたっては、地域の保険者が支援・協力することが有益であること、各種団体が既に取り組んでいる現に従事している者向けの研修について、団体における更なる取組の促進についての意見もあった。

あり方検討会においても、現任者への講習等の促進を必要としていること、既に各種団体として取り組んでいることが提示されています。

○制度の知識、商品の知識、事故情報等々を常に最新のものを熟知する必要があるため、利用安全等に関する指定講習カリキュラムの見直しに加え、現に従事している福祉用具専門相談員への講習等の促進についても検討を進める必要がある。

本会における現任者向け研修 e-learning 及びオンライン教育の 在り方について

本会では、福祉用具専門相談員に対する各種研修を行っております。コロナ禍の影響もあり、e-learning、及びオンラインでの研修も積極的に行っており、その中でも次の3点の研修会をご紹介します。

(1) 福祉用具専門相談員更新研修 (ふくせん認定) について

①経緯

2013年の社会保障審議会介護保険部会の意見書では、さらなる専門性向上等の観点から、福祉用具貸与事業所の人員基準の2名のうち、1名の福祉用具専門相談員について、「より専門的知識及び経験を有する者の配置を促進」することの検討を求められました。

本会では2015年に「専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員の配置に関する調査研究事業」において研修カリキュラム、受講要件、講師要件等についての検討とその論点整理を行いました。2016年には「福祉用具専門相談員の適正配置に関わる養成モデル事業」において、研修実施に当たり必要な具体的方法論の検証、ガイドライン策定、および受講者による現場でのOJT等に関する養成モデル研修を実施いたしました。2017年より、養成モデル研修事業で実施した内容を「福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)」として発展させ、3年に1度の更新制度を導入することにより、福祉用具専門相談員の新たな研修体系として、本会の自主事業として本格的に全国で研修会を開催しております(図1)。

○制度の知識、商品の知識、事故情報等々を常に最新のものを熟知する必要があるため、利用安全等に関する指定講習カリキュラムの見直しに加え、現に従事している福祉用具専門相談員への講習等の促進についても検討を進める必要がある。

②カリキュラム

研修は講義と演習を含めて3日間、20時間となっております。大項目として、福祉用具と福祉用具専門相談員の役割、介護保険制度の最近の動向、高齢者の医療・介護に関する知識、福祉用具および住宅改修に関する知識・技術、業務プロセスに関する知識

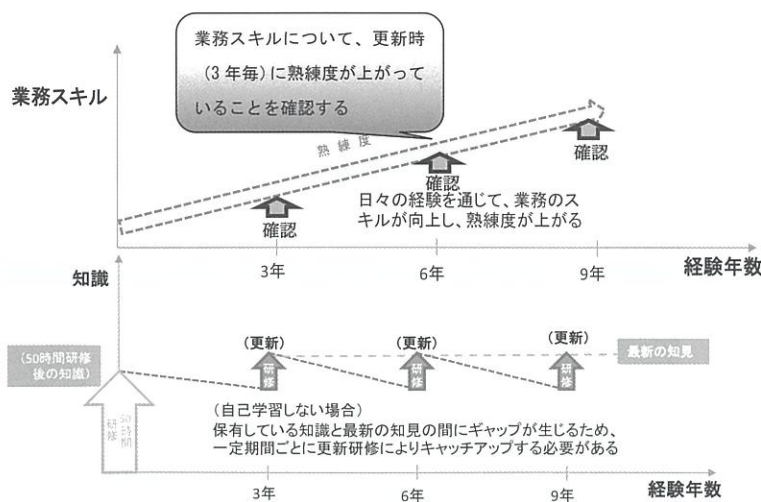


図1 更新制のイメージ

識・技術、総合演習となります
(図2)

③e-learning化の検討

本研修の修了者を増やすためには、①研修を実施する研修機関の確保、②一定の地域ではなく全国における受講機会の確保が必要となります。特に②の全国における受講機会の確保のために、本会では2021年度よりe-learningの検討を行いました。

国際医療福祉大学の白澤政和教授を委員長とした検討委員会にて具体的な方策等をご議論いただき、2021年度末にe-learningによる研修会を実施いたしました。2022年度も継続的に実施をしており、移動の制限がなくなったこともあり、全国各地から受講いただいております。

④e-learningによる講義

本研修は講義と演習部分に分かれており、講義部分はストーリーミング配信としております。研修会という位置づけのため、通常のe-learningのようにいつでも受講

＜福祉用具専門相談員更新研修（ふくせん認定）プログラム＞

大項目	小項目	内容等	形式	時間		
0	オリエンテーション	本研修の目的と意義 ※20時間含まない	講義	10分		
一日目	1	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員に求められる役割 福祉用具の定義と種類、役割 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割の確認 福祉用具専門相談員の仕事内容の確認 職業倫理	講義	30分	
	2	介護保険制度の最近の動向	介護保険制度の仕組みと動向 地域包括ケアの考え方や福祉用具専門相談員の関わり	講義	50分	
	3	高齢者の医療・介護に関する知識	ここからだのしくみの理解 発達・老化・障害等の関わり方に関する知識 加齢に伴う心身機能の変化の特徴 ケアにおける新しい概念の理解	講義	50分	
			認知症の理解	認知症の理解と対応	講義	40分
			コミュニケーションに関する技術	利用者、家族、ケアチームの他職種とのコミュニケーションに関する具体的な知識	講義	50分
		介護技術と福祉用具	(介護技術) (応用編) 介護技術と福祉用具に関する具体的な知識	講義	50分	
4	福祉用具および住宅改修に関する知識・技術	住環境と住宅改修	住環境と福祉用具に関する経験に基づく具体的な知識	講義	90分	
		福祉用具の特徴と活用	福祉用具の種類、機能、構造及び利用方法 基本的動作と日常生活場面、高齢者の状態像・生活スタイルに応じた福祉用具の特徴 各福祉用具の選定・適合技術	講義	60分	
		最近の福祉用具の動向・活用	最近の福祉用具の動向と利用方法	講義	30分	
二日目	業務プロセスに関する知識、技術	福祉用具貸与計画書等の作成	(計画書の意義の理解と作成、活用) (応用編) 的確なアセスメント(利用者・環境の評価)能力 利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力	講義 演習	150分	
		ケアチームにおける福祉用具専門相談員の役割	ケアマネジャーと円滑に連携する能力 サービス担当者会議での発言・説明・提案能力 医療・福祉などの多職種との連携	講義 演習	150分	
		業務プロセスに関するスキルの向上	福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力 状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力 搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力 利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力	講義 演習	150分	
三日目	6	総合演習	学習内容を踏まえた総合演習 一連のプロセスの実践、チェック	演習	5時間	
				計	20時間	

図2 カリキュラム

3、4)。

(2) 福祉用具サービス計画作成

SV(スーパバイザー)

養成研修について

①経緯

できる形式ではなく、受講生全員が同じ日時で同じ講義内容を受講する形式としました。これまでの招集形式の研修とe-learning形式のそれぞれメリットを生かした内容となっております。2日目以降は、講義をストーリーミングで受講した後、演習はZOOMを利用して受講生同士の対面、グループワークを実施しております(図直しに係る省令、通知等の改正

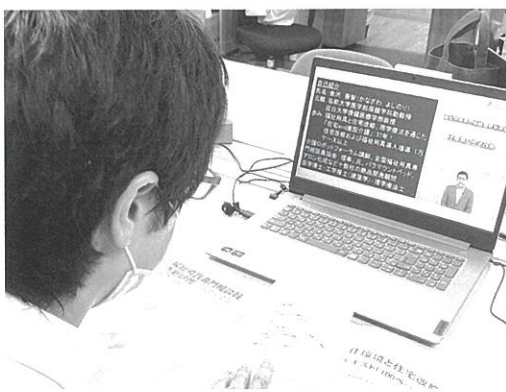


図4 受講風景②

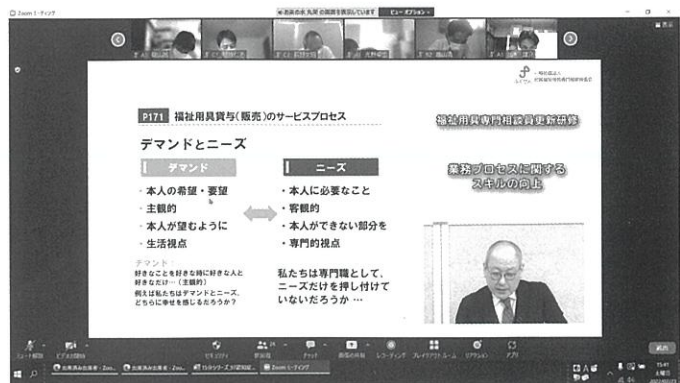


図3 受講風景①

1 (1)	福祉用具の役割
1 (2)	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理
3 (5)	住環境と住宅改修
4 (1)	福祉用具の特徴
4 (2)	福祉用具の活用
5 (1)	福祉用具の供給の仕組み
5 (2)	福祉用具貸与計画等の意義と活用
6	福祉用具の利用の支援に関する総合演習

図5 福祉用具専門相談員が講師要件に認められる科目

研修科目（専門研修1）		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	3
	対人個別援助技術及び地域援助技術	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践	4
	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	2
講義・演習	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	1 2
	ケアマネジメントの演習	
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	4
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	4
	認知症に関する事例	4
	入退院時等における医療との連携に関する事例	4
	家族への支援の視点が必要な事例	4
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	4
	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例	4
	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	2
合計	5 6	

図6 ケアマネジャーの更新研修の科目

研修科目	時間
○介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	講義4時間
○主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	
・リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	講義及び演習6時間
・看取り等における看護サービスの活用に関する事例	講義及び演習6時間
・認知症に関する事例	講義3時間
・入退院時等における医療との連携に関する事例	講義及び演習6時間
・家族への支援の視点が必要な事例	講義及び演習6時間
・社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	講義及び演習6時間
・状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例	講義及び演習6時間

図7 主任ケアマネジャーの更新研修の科目

作業を2015年度に行いました。それまで40時間だった研修が、新カリキュラムでは福祉用具サービス計画に関する科目など10時間が新たに追加され、合計50時間となりました。また、新カリキュラムの講師要件に福祉用具専門相談員が追加され、一部の科目については講師を務めることができるようになりました（図5）。

更新講習においても、2016年4月から福祉用具に関する科目が必修化されました（図6、7）。そして2018年度の改正において、福祉用具サービス計画書作成ガイドラインが新たに制定されました。

このような背景を受けて、各地で行われる指定講習や、地域での教育研修、ケアマネジャーの更新研修などの場で、講師として活躍できるように、本会では福祉用具

サービス計画作成SV（スーパーバイザー）養成研修（以下…SV研修）を2014年より実施しています。「スーパーバイザー」とは指導役を指します。通常は、自分の会社での指導役が一般的ですが、本会では、全国を通じて福祉用具サービス計画書が一定の質を保たれるよう、地域で活躍する指導役の養成を目的しております。

②カリキュラム

講義と演習を含めて2日間、10時間の研修となっております。科目はスーパービジョンの基本、福祉用具サービス計画について、グループワークによる計画作成演習の運用方法、ロールプレイングの運用方法等となっております（図8）。

③e-learning化の検討

コロナ禍の影響を受け、SV研修が未実施となっていました。再度より再開に向けて、前述の検討委員会 白澤委員長のご指導の元、e-learning化の検討を行いました。

④e-learningによる講義

2日間開催されていた講義部分のうち、1日目の内容をe-learningを併用した形式に変更いたしました。2日目はこれまで通りの招集形式としており、e-learningと招集形式のハイブリッド研修となり

1	スーパービジョンの基本	講義 (60分)・演習 (30分)
2	福祉用具サービス計画に係る指導計画の作成	講義・演習 (120分)
3	福祉用具サービス計画の意義と介護保険制度における位置づけ	講義 (30分)
4	福祉用具サービス計画の作成について	講義・演習 (90分)
5	モニタリングの意義と作成・活用について	講義 (演習) (60分)
6	グループワークによる計画作成演習の運営方法	演習 (120分)
7	計画・モニタリングの説明に関するロールプレイングの運営方法	演習 (90分)
8	振り返り・アンケート	テスト・アンケート

図8 福祉用具サービス計画作成SV (スーパーバイザー) 養成研修 研修カリキュラム (2日間)

1. プライバシーの保護・個人情報取り扱いの理解	2. 職業倫理の理解と組織倫理への取り組み
3. 法令遵守の理解	4. 事故防止の理解
5. 緊急時対応の理解	6. 認知症及び認知症ケアの理解

※全ての研修において、研修資料、修了評価テスト(解答付き)、受講証明書が付いています。

図9 「介護サービス情報の公表対応インターネット研修」カリキュラム

ます。

(3) 福祉用具貸与・販売事業所

(福祉用具専門相談員) 向け

「介護サービス情報の公表対応
インターネット研修」について

① 経緯

「介護サービス情報の公表」は
介護保険法に基づき2006年か
らスタートした制度で、利用者が

介護サービスや事業所・施設を比較、検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組みです。この「介護サービス情報の公表」のWEBサイトを閲覧すること、いつでも誰でも気軽に、公表している介護サービス事業者の情報を入手することができるようにしたものです。本会では、事業者が「介護サービス情報の公表」

の福祉用具貸与・販売事業所において、年1回以上実施が必要な研修に関して、本年度より研修や各種帳票を提供するインターネット研修を実施しております。

② 提供内容について

介護サービス情報の公表に必要なカリキュラムを提供しております(図9)。

③ e-learningシステム

本研修は「介護サービス情報の公表」に対応する各種研修カリキュラムを、24時間体制でストリーミング配信しております。また、カリキュラムごとに修了評価テストが付いていますので、受講者の理解度を確認することができます。さらに、修了証書を事業所でいつでも発行できますので、研修実施根拠として活用できます。

まとめ

本会は名前の通り「全国」に会員の方がおります。e-learningはまさに全国の会員が研修に参加できる機会を提供することが可

能になりました。インターネットの登場により、これまでの「場所」と「時間」の概念が変わる、ということが言われており、それを実感している方も多いと思います。本会では、福祉用具専門相談員の本来業務であるアセスメントやフィッティング等を通じて、利用者・家族・介護者と接する機会をより多く確保するため、「場所」と「時間」に縛られないe-learningを引き続き活用していきます。

● 執筆者

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
事務局

<http://www.zissk.com/>